

香美町農業委員会総会(第5回)議事録

1 開催日時 令和3年8月26日(木) 9:30~10:30

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長 1番 古川 功兒
会長職務代理者 2番 中村 成一
委員 3番 岡田 久志
5番 井村 壽之
6番 文堂 福一
7番 米田 和弘
8番 門垣 日出男
9番 中村 彰男
10番 山本 薫
12番 吉川 正人
13番 橋本 幸長
14番 前田 精一

4 欠席農業委員(2人)

4番 西村 功
11番 山本 太一

5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

2番 高田 勝
3番 青山 政行
4番 原 君枝
5番 小林 隆夫
副代表 8番 東垣 泰彦
9番 毛戸 良久
10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(3人)

代表 1番 中川 君雄
6番 田中 晃
7番 田野 豊博

7 議事日程

第1 会期の決定 8月26日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)合意解約通知について
(2)農地の改良(形状変更)届出について

第4 議案第15号 非農地証明願承認について

第5 議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第17号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 福島 功
事務局次長 榎 秀俊
書記 寺川 公人

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は10番「山本 薫委員」と12番「吉川正人委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、10番「山本 薫委員」と12番「吉川正人委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を2件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地の改良(形状変更)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③農地改良を必要とする理由、④農地改良工事の概要、⑤農地改良の工事期間の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、5月の総会で一度審議をしていますので、現地調査を省略していますが、届出内容について、担当委員であります「文堂福一委員」に説明をお願いします。
6番	申請場所は、村岡区高井の食料品店の前で国道9号を挟んで湯舟川側にあります。5月25日の農業委員会総会の報告事項で、農地改良を必要とする理由で事業面積947㎡を盛土による改良工事をし基盤整備を行うとした内容で報告をし、承認をいただいた案件であります。農地改良の期間が令和3年6月1日から令和3年8月31日となっていました。この期間に残土が発生せず工事を着工することができませぬでした。今回は、工期の継続案件となっております。工期は、令和3年9月1日から令和3年11月30日までの再申請となっております。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませぬか。
議 長	「文堂福一委員」から届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませぬか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第15号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから21ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第15号 番号1番の非農地証明願について、8月24日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

6番	申請場所は、国道9号の小代口の信号を小代方面に約1kmほど入ったところになります。現地は、平成4年5月28日より車庫敷地として利用しています。地目変更登記のための願出です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第15号 番号2番の非農地証明願について、8月24日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から北東へ4kmのところ国民宿舎の近くです。昭和59年までの申請地の一帯は、サツマイモなどを中心とした畑作がなされていました。平成の初め頃に国民宿舎ができて申請地の賃借をし現状のようになり、現況写真のように「夕風の丘」の名称で夕日百選の展望エリアになっておりました。 申請内容ですが、国民宿舎の経営が公社から別の事業者に変わり賃貸から売却の話になり、地目変更登記のための願出です。
議長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第15号 番号3番の非農地証明願について、8月24日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	申請場所は、香住区小原で県道4号線を村岡側から小原区に入りますと造り酒屋の社屋が建っております。社屋から北へのぼっていきますと駐車場があります。その駐車場の西側にあります。 申請内容ですが、申請地は昭和50年代後半まで、ご夫婦で梨園をやっておられましたが、その後、高齢となられ廃園されており現況写真のように山林化しております。地目変更登記のための願出です。
議長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第15号 番号4番の非農地証明願について、8月24日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請場所は、香住区矢田で県立香住高等学校から道を挟んで山側にJRが走っております。そのJRの高架を通り約300mいきたところにあります。 申請地は、現況写真のように原野化しておりますので地目変更登記のための願出です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①22ページから35ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第16号 番号1番の申請について、8月24日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請場所は、先ほどの非農地の場所に近接する場所です。合計21筆ございますが、全て田、畑、梨園として利用されています。大字が矢田と下浜に分かれています。これはちょうど村の境界あたりにありまして字が分かれています。申請内容ですが、親から子への経営継承で所有権移転登記のための申請です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第16号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に議案第16号 番号2番の申請について、7月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請場所は、旧香住第二中学校から豊岡方面に約1kmいきたところに九斗の申請地が、また、そこから更に豊岡方面に300mほどいきたところに九斗区公民館がありますが、その公民館から道を渡って佐津川を越えてすぐのところに米地の申請地があります。 申請内容ですが、空き家バンク付帯農地で、所有権移転登記のための申請です。なお、この地域には「人・農地プラン」が策定されておりますので、譲り受けた後もそのプランに基づいた営農を継続されます。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第16号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第17号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	議案の朗読と説明をする。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号の申請は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟